

令和7年  
6月29日執行

# 上郡町長選挙公報

発行者

上郡町選挙管理委員会



ことかわ  
琴川 謙二

約束します！

- ① 議員秘書の経験を行政に生かします
- ② 高齢者福祉 No1 の町づくり
- ③ 子育て支援の多様化と充実
- ④ 安心、安全な町づくり
- ⑤ 誇りある町づくり
- ⑥ コミュニケーションを積極的に推進します

産廃問題について

従来より一貫して  
反対の立場です。

### プロフィール

昭和30年2月上郡町船坂生まれ  
 [学歴]  
 昭和42年船坂小学校卒業  
 昭和48年淳心学院中・高等学校卒業  
 昭和52年早稲田大学法学部中退  
 [職歴]  
 三井生命保険株式会社  
 国会議員秘書  
 趣味：詩吟・卓球・カラオケ  
 家族：愛する妻・長男・次男(4人家族)

## 改革が創る5つの挑戦

### 問題点と目標

- ・市街化区域の活性化など地域経済の再生
- ・JR通勤・通学定期の補助により住みやすさを向上
- ・学校給食の無償化など、安心できるくらしの充実
- ・歴史文化財の保護・伝承・交流の場づくり
- ・ふるさと納税の増収を目指し、町の未来を支える財源を確保



かしむら  
孝一

## 行政力を再生させる

高田地区連合自治会 推薦  
高田台地区連合自治会 推薦

前上郡町副町長



産廃処理場建設計画については  
反対です。

【かしむら孝一プロフィール】  
 生まれながらずっと休治  
 国土建設学院 昭和53年3月卒業  
 上郡町職員 昭和53年4月～平成28年3月  
 上郡町副町長 平成28年4月～令和3年8月(5年5ヶ月)  
 上郡町連合自治会理事 令和5年4月～令和7年3月  
 高田地区連合自治会会長 令和6年4月～令和7年3月

## #町長はうめだ修作

町民と環境をより大切に  
この町をもっと良くする！

うめだ町政の  
継続を！と  
拡散  
してください

- こども医療費・給食費の完全無償化を目指す
- 愛のり号・デマンドタクシーを弱者の目線で便利に
- 高齢者の見守りと緊急時に助けを呼べる仕組みを作る
- 全国の女性・若者をひきつけ移住したい町
- 恵まれた自然環境と経済が結びつき発展する町
- 町内企業と共に発展し、町民の雇用を守る町
- 産廃計画は絶対に阻止、断固たる行動に出ます

子どもや働き盛り世代をもっと応援する町  
 高齢者が安心して暮らせ、幸せを実感する町

熱意と誠実さ・クリーンな政治・町民目線

上郡地区連合自治会、鞍居地区連合自治会、栄町自治会 推薦

元議会議員、元商工会理事・青年部長、早稲田大学人間科学部卒業



うめだ  
修作  
現上郡町長 56歳

# 6月29日(日)投票日

投票時間は  
午前7時から 午後8時まで

令和7年

6月29日執行

# 上郡町長選挙公報

発行者

上郡町選挙管理委員会

ルールを守って明るい選挙！

## 選挙運動の期間

選挙運動は、告示日(6月24日)に立候補の届け出をしてから投票日の前日(6月28日)までに限り行うことができます。

それ以外の期間、たとえば、立候補届出前にする選挙運動は、事前運動として禁止されています。

## 行うことができる主な選挙運動

- 選挙事務所の設置 (各候補者1箇所)
- 選挙運動用自動車の使用 (各候補者1台、連呼行為などは午前8時～午後8時まで)
- 選挙運動用はがき (町長2,500枚、町議会800枚まで)
- 新聞広告 (2回まで)
- ビラの配布 (町長5,000枚、町議会1,600枚まで使用できます。ただし、選挙管理委員会が発行する証紙を貼ったもので配布方法にも制限があります。)
- ポスターの掲示 (選挙管理委員会設置のポスター掲示板、選挙事務所、個人演説会場、選挙用自動車への掲示のみ。)
- 看板等の設置 (選挙事務所、個人演説会場、選挙用自動車のみ定められた数だけ認められています。)
- 街頭演説 (午前8時から午後8時まで。)
- 個人演説会

## 行うことができない選挙運動

(禁止されている運動の主なもの。)

- 買収  
選挙犯罪のうちでもっとも悪質なものであり、法律できびしい罰則が定められています。候補者はもちろん、選挙運動の責任者などが処罰された場合は当選が無効になることがあります。また、受け取った方も罪に問われます。
- 戸別訪問  
誰であっても、特定の候補者に投票してもらうことを目的に、住居や会社、商店などを戸別に訪問してはいけません。また、特定の候補者名や政党名あるいは演説会の開催について言い歩くこともできません。
- 署名運動  
誰であっても、特定の候補者に投票するように、あるいは投票しないようにすることを目的として選挙人に対し署名を集めてはいけません。
- 飲食物の提供  
誰であっても、選挙運動に関して飲食物を提供してはいけません。ただし、お茶や通常用いられる程度の茶菓子、選挙事務所における一定の数の弁当の提供は認められています。
- 氣勢を張る行為  
誰であっても、選挙運動のため人目を引こうと自動車を連ねたり、隊列を組んで往來したりしてはいけません。
- 文書图画の頒布、法定外の場所へのポスター、看板等の掲示  
はがき(選挙の表示があるもの)やビラ(証紙が貼ってあるもの)など法律で認められているもの以外は、ビラやチラシなどの文書を配布したり回覧することはできません。また、決められた場所以外へのポスター、看板等の掲示も禁止です。

投票日当日、投票所へ行くことができない方は  
期日前投票ができます。

## ●期日前投票ができる期間

日時：6月25日(水)～6月28日(土)

時間：午前8時30分～午後8時

場所：上郡町役場 1階 101会議室

# 6月29日(日)投票日

投票時間は

午前7時から 午後8時まで